稲敷市新利根総合運動公園体育館改修ESCO事業業務委託プロポーザル

提案書作成要領

１．提案書等の提出

提案書等（様式⑦～⑪）の提出は以下による。

1. 提出部数

正本１部＋副本７部

②提出先

〒300－0500　茨城県稲敷市荒沼３－１

稲敷市教育委員会スポーツ振興課

③提出期限

令和７年８月８日（金）１７時

④提出方法

担当部署へ持参

⑤要求された内容以外の書類等については受理しない。

２．照会窓口

提案書等に関して疑義がある場合には、以下の場所に照会すること。

①照会先

１．②に同じ

②照会期限

令和７年８月６日（水）正午

　　　③照会方法及び回答方法

　　　　電子メール　sports@city.inashiki.lg.jp

回答は２開庁日以内（最終日については令和７年８月７日正午）までに

電子メールにより行う。

照会及び回答については原則電子メールとする。

３．提案書等の作成及び記載上の留意事項

　（１）提案書作成上の留意事項

　　　①提案書の作成にあたっては、別添の参加説明書及び仕様書に留意すること。

　　　②このプロポーザルに参加するときは、プロポーザルに参加する旨の参加表明書（様式①）１部を定められた期限までに提出すること。

　　　③本要領において記載した事項以外の内容を含む提案書については、提案を無効にする場合があるので注意すること。

　（２）提案書等の作成方法

　　　　提案書は、様式⑦～様式⑪に示すとおりとし、用紙の使用は片面とする。

　（３）記入要領及び注意事項

①提案総括表（様式⑦）

　　　　　業務の実施方針、取組体制、担当チームの特徴、特に重視する業務上の配慮事項、業務のコンセプト、その他の業務実施上の配慮事項等を簡潔に記述する。この際、提出者（協力企業を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。

　　　②設計提案書（様式⑧）

　　　　ESCO事業を活用し、事業費の削減及び省エネルギー化の促進等を図れる提　　　案を記載する。

③施工提案書（様式⑨）

　　　　複数の改修工事内容を調整しながら、工程を計画的に管理した内容を記載する。

　　　④効果検証提案書（様式⑩）

　　　　省エネルギー化の促進を図り、光熱費等の削減効果に向けた内容を記載する。

　　　⑤環境提案書（様式⑪）

　　　　改修事業を行う際に、環境に配慮した省エネ、施工場所の環境改善、作業環境の改善等の内容を記載する。

　（４）提案書等の無効

　　　　提出書類について、次の場合は無効とすることがある。

提案の基本的考え方が文章で簡潔に記述されていない。

４．その他

　（１）本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は測量法によるものとする。なお、原則としてフォントはＭＳ明朝体10.5ポイントで統一する。

　（２）提案書には次の各号に挙げる内容を記載した表紙を付けること。

　　　ア提案書名称

　　　「稲敷市新利根総合運動公園体育館改修ESCO事業業務委託提案書」

　　　イ提出年月日

　　　ウ提案要請番号（記載場所）表紙下部

　（３）提案書本文の各ページ下部中央には通し番号を入れること。

　（４）提案書の作成、提出に関する費用は全て提出者の負担とする。

　　　なお、ヒアリングを行うことになった場合も、ヒアリングに関する費用は、全て提出者の負担とする。

　（５）提案書に虚偽の記載をした場合には、提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

　（６）提案書の取扱い

　　　①提出された提案書を、発注者の了解なく公表・使用してはならない。

　　　②提出された提案書は、特定・非特定に関わらず、原則として特定後一定の間、評価結果と共に公開することがある。非公開を求める場合はその旨を提案書に記載すること。記載なき場合は公開に同意したものとみなす。なお、非公開を希望した場合においても「非公開を希望した旨」は公開する。

　　　③上記②において、提案書が特定されるまでの間であれば公開についての意思を変更することができる。この場合書面（ただしＡ４判とする。）にその旨を記載し、提出すること。

　　　④提出された提案書は、特定を行う作業に必要な範囲及び上記②の場合において、複製を作成することがある。なお、この場合においても市の文書保存期間の終了後に技術提案書及び複製は廃棄する。

　　　⑤提出された提案書及びその複製は、提案書の特定及び上記②以外に提出者に無断で使用しないものとする。

　　　⑥提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。